墨田区

子ども読書活動推進計画

（第２次）

はじめに

子どもの読書活動は、「子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの」（子どもの読書活動の推進に関する法律第２条）であり、社会全体でその推進を図っていくことは大変重要なことです。

子どもの読書活動を推進するため、区では、平成１７年３月に「墨田区子ども読書活動推進計画」（平成１７年度～平成２１年度）を策定し、子どもの読書活動の推進に取り組んできました。

このたび、この５年間における取組を検証した上で、この計画の理念、目的を引き継ぎ、さらに充実・発展させるものとして「墨田区子ども読書活動推進計画」（第２次）を策定しました。

この計画は、前計画と同じく、「子どもの読書活動の推進に関する法律」並びに国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第二次）及び東京都の「第二次東京都子供読書活動推進計画」を踏まえつつ、墨田区における子どもの読書活動推進の施策の方向性や取組を示した計画であり、平成２２年度から平成２６年度までを計画期間としています。

墨田区教育委員会としては、この第２次計画に基づき、家庭、地域、学校や関係機関等を通じて、また、多くの区民の皆様方と連携・協働しながら、子どもの読書が活発に行われるように、読書活動の推進に取り組んでいきます。

― 目次 ―

第１章 計画策定の背景

第１　子ども読書活動の意義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
第２　国及び都の動向　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　１　教育基本法・学校教育法の改正　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
　２　文字・活字振興法の成立　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　３　図書館法の改正　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　４　第二次東京都子供読書活動推進計画　・・・・・・・・・・・・・・・・２
第３　第１次推進計画期間における取組成果と課題　・・・・・・・・・・・・２
　１　家庭・地域等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２
　２　学校　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　３　施設・設備の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
　４　関係機関等の連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　５　広報・啓発等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
　６　今後の課題　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第２章　第２次計画策定

第１　計画の性格　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
第２　計画の目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
　１　子どもの読書環境の充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
　２　地域社会における読書活動推進体制の充実　・・・・・・・・・・・・６
　３　子どもの読書活動を推進するための人材育成と協治（ガバンナンス）６
　４　子どもの読書活動に関する理解の促進　・・・・・・・・・・・・・・６
第３　計画の期間　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
第４　到達すべき目標　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６
第５　計画の対象となる年齢　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
第６　計画の検証　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

第３章　子どもの読書活動のための方策

第１　家庭・地域等における子ども読書活動の推進　・・・・・・・・・・・・８
　１　家庭　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
　２　保育園・幼稚園　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
　３　児童館　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
　４　図書館等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
第２　学校における子ども読書活動の推進　・・・・・・・・・・・・・・・１０
　１　役割　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０
　２　取組　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
第３　施設・設備の充実による子ども読書活動推進　・・・・・・・・・・・１３
　１　区立図書館の資料、施設、設備等の整備・充実　・・・・・・・・・１３
　２　情報ネットワークの充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
　３　地域資料サービスの充実　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
第４　広報・啓発等による子ども読書活動の推進　・・・・・・・・・・・・１３

計画事業一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４～１８

資料編

１　読書数について
　図表１　　平均読書冊数　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
　図表２　　不読者率　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
　図表３　　墨田区内における児童書及び絵本の貸出冊数　・・・・・・・・２０
２　墨田区内の教育施設・児童施設等のおける読書活動
　図表４　　読書活動状況一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
　図表５　　閲覧方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
　図表６　　施設別蔵書数割合　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
　図表７　　読書推進活動実施の有無　・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
　図表８　　事業内容件数　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
　図表９　　施設別１校（施設）あたりの蔵書数　・・・・・・・・・・・・・２３
３　学校図書館連携システム利用状況
　図表１０　貸出冊数　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
　図表１１　１校あたりの貸出冊数　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５

「墨田区子ども読書活動推進計画（第２次）」策定委員会設置要綱　・・・・２６
「墨田区子ども読書活動推進計画（第２次）」策定委員会名簿　・・・・・・２７
「墨田区子ども読書活動推進計画（第２次）」策定の過程と検討経過　・・・２８

第１章　計画策定の背景

第１　子どもの読書活動の意義

「子どもの読書活動」は、子どもたちが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠かすことのできないものです。

読書を通じて子どもたちは、日常生活の中では経験できない様々な出来事に出会い、豊かな言葉の世界に触れることができます。実体験の不足が指摘されている中、人間や自然への関心を促します。読書活動を通して、子どもたちは主人公や登場人物の喜びや悲しみを一緒になって体験します。感情や状況を読み取り、様々な知識や多様な価値観を学び、想像力や思考力、表現力、感性等が養われ、「豊かな人間性」がはぐくまれます。

しかし、情報化社会の現代においては、テレビやテレビゲーム、インターネット等の普及による社会環境の変化によって、子どもたちを取り巻く読書環境が大きく変わってきており、子どもの「読書離れ」の傾向が指摘されています。子どもたちのより豊かな成長のためにも、家庭、地域、学校等で相互に連携を図りながら、子どもたちの読書意欲を喚起し、すべての子どもたちが自主的に読書活動を行うことができる読書環境の整備が望まれます。

この計画は、第１次計画の方針を受け継ぎ、子どもたちが自主的に読書に親しむ機会と環境を整備・充実することにより、墨田区の子どもたちが、豊かな心と志を持ってたくましく成長することを目指して、子ども読書活動を総合的・体系的に推進するための指針を示すものです。

第２　国及び都の動向

１　教育基本法・学校教育法の改正

平成１８年１２月、我が国の教育をめぐる諸情勢の変化を考え、改めて教育の基本を確立するとともに、教育の理念を明確にするため、教育基本法が改正されました。新しい教育基本法においては、教育の目標の一つに、「幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培う」ことが掲げられています（第２条第１号）。さらに、義務教育として行われる普通教育の目的は、「各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うこと」にあるとしています（第５条第２項）。教育の実施に関しては、新たに、家庭教育（第１０条）、幼児期の教育（第１１条）、学校・家庭・地域の連携協力（第１３条）についての規定が盛り込まれました。

また、平成１９年６月には、新しい教育基本法の理念を受けて、学校教育法が改正されました。同法においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が掲げられています（第２１条第５号）。

２　文字・活字文化振興法の成立

文字・活字文化は、「人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないもの」です（文字・活字文化振興法第１条）。

このため、平成１７年７月、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることを目的として、文字・活字文化振興法が成立しました。同法第３条第３項及び第８条は、学校教育において、読む力、書く力及び言語力の涵養に十分配慮するよう規定しています。

また、同法第１１条は、国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、１０月２７日を「文字・活字文化の日」と定めています。

３　図書館法の改正

昭和２５年に制定された図書館法は、公立及び私立図書館の「図書館奉仕」に関する事項や司書の資格等について定めています。この図書館法については、新しい教育基本法や「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」（平成２０年２月中央教育審議会答申）における提言等を踏まえ、図書館に、その運営状況に関する評価及び改善や情報提供に関する努力義務を課すとともに、司書及び司書補の資格要件の見直し等を行う改正法案が、平成２０年２月２９日に閣議決定され、同年６月１１日に改正されました。

４　第二次東京都子供読書活動推進計画

東京都は、「第二次東京都子供読書活動推進計画」を平成２１年３月に策定し、その中で重点的取組として「区市町村の取組推進」を挙げています。

区市町村がそれぞれの推進計画を作成するにあたっては、地域の実情に応じて、学校に対する働きかけや支援、乳幼児のいる家庭への啓発や支援等を盛り込む等、具体的な推進の内容が示されました。

第３　第１次推進計画期間における取組成果と課題

第１次計画では、計画の実施にあたり、具体的な取組を「家庭・地域等」、「学校」、「施設・設備の充実」、「関係機関等の連携」、「広報・啓発等」の５つにグループ分けして取り組み、次のような成果を上げる一方、課題も残されています。

１　家庭・地域等

家庭や地域においては、子どもが多くの本と出合う機会と環境を作り出すとともに、子どもだけでなく、保護者や地域の方々に対しても読書活動の大切さを働きかけてきました。また、区立図書館をはじめとする地域の関係機関が連携しながら読書活動の環境の整備を目指してきました。

具体的には、乳幼児期から絵本に親しんでもらうための**ブックスタート事業**※１をはじめ保育園・児童館の活動を通じて、保護者に対し子育てにおける絵本の重要性を啓発し、読書のきっかけづくりを行いました。

また、**布の絵本**※２の展示や貸出、**読み聞かせ**※３や学校図書館ボランティア養成研修を実施し、地域人材の育成と活動の支援を行いました。

さらに、図書館では子どもホームページを作成して、インターネットで家庭に図書の情報を提供しました。

※１　絵本を通じた保護者と子どものふれあいを進めるため、地域の保健センター等で行われる０歳児健診の機会に、すべての赤ちゃんとその保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す（贈呈する）運動のこと。

※２　絵本でありながら遊具・教具の働きを兼ね備えたもので、材料に布地やフェルト、ひも、スナップ、ファスナー、マジックテープ、ボタンなどを用いて作る、立体的でパーツの取り外しや遊びが可能な絵本。こうした材料を用いることにより、手で触って楽しむことができるだけでなく、はずす、はめる、ひっぱる、あわせる、ほどく、むすぶなどの日常動作を学習することができる。

※３　絵を子どもたちに見せながら、絵本などを読んで聞かせること。おはなし会において、語りの方法の一つとしてよく行われる。

２　学校

学校では、子どもが自主的に読書に親しめるよう読書習慣を継続する基礎づくりを行うとともに、区立図書館や他の関係機関も連携してこのような取組を支援してきました。

各区立小・中学校においては、朝の読書活動の推進など各学校毎に特色ある読書活動を推進しました。

また、各学校の活動を支援するため、区立図書館による**出張おはなし会**※４の実施、団体貸出による区立図書館資料の活用、**学校図書館連携システム**※５の導入による学校図書館の利用促進、学校図書館運営をサポートする学校図書館ボランティア養成研修の実施など、学校図書館の整備や運営を支援しました。

※４　読み聞かせなどを通して、子どもたちの読書や図書館への関心を深めるとともに、学校と図書館との連携・協力体制を築くことを目的に行っているもの。

※５　区立図書館で構築している図書館システムに学校図書館を接続し、区立図書館の整備された書誌情報を学校図書館でも利用できるようにするもの。これにより学校ごとに独自管理する手間を簡略化し、効率的な図書室運営を図るとともに、児童・生徒の図書室利用を促す。

３　施設・設備の充実

子どもの読書活動を積極的に推進するため、区立図書館、学校図書館、乳・幼児施設等のより適切な運営や環境整備に努め、設備や情報ネットワークを充実させてきました。

区立図書館、学校、保育園、幼稚園、児童館等の各施設では、子どもの読書活動に適した図書資料を計画的に購入しました。

学校図書館では、区立図書館と学校図書館をネットワークで結び、図書の情報を共有化して、学校図書の利用しやすい環境づくりに取り組みました。

また、区立図書館の図書を学校から予約して、学校に配送するシステムの運用を一部の学校で始めました。

４　関係機関等の連携

子どもの読書活動をより良いものにしていくため、それを担う学校、区立図書館、その他の関係機関が十分に連携して活動を繰り広げました。

保健所と区立図書館の連携によるブックスタート事業、区立図書館と学校との懇談会の実施、区立図書館の学校出張おはなし会の実施など、関係機関の連携による事業や情報交換を行いました。

また、区立図書館が、年に一度各関係機関の事業の執行状況を取りまとめて、各機関に配付し、情報の共有化を図りました。

５　広報・啓発等

子どもの読書活動の楽しさや大切さについて、区民等、特に子どもや保護者、関係機関に対し、読書に関するきめ細かい情報や活動に関する情報を提供し、読書活動推進の意識啓発を図りました。

区立図書館では、子どもホームページの運営や「本はともだち」のようなパンフレット等を作成し、推薦図書や新刊情報等を提供しました。

また、小・中学校教員向けの区立図書館利用案内「小・中学校の先生方へ」を配布して、教員の区立図書館利用の促進を図りました。

さらに一日図書館員等の体験事業を通じて、図書館に対する親近感を深めてもらうとともに、毎年４月２３日の「子ども読書の日」に合わせた図書館各館連携のおはなし会や**リサイクルブック市**※６、人形劇、**「すみだ家庭の日」**※７などのイベントにおける布の絵本等の展示など様々な機会をとらえて読書活動の啓発に取り組みました。

※６　図書館・図書室で不用となった図書やレコード等を公共施設及び区民の方へ提供する事業。

※７　地域や家庭などの中で「やさしさ」や「おもいやり」を持った温もりのある「心」をはぐくみ、やさしいまち・すみだづくりを進めるため、区では、平成１６年７月から毎月２５日を「すみだ 家庭の日」と定めている。

６　今後の課題

（１）家庭

両親ともに就労する家庭の増加や、テレビやテレビゲームにかかわる時間の増加等、子どもの生活環境の変化によって、家における読書の時間が取りにくくなっています。

（２）区立図書館

区立図書館は、子どもが学校外で、読書の楽しさに触れることのできる身近な場所であり、地域の総合的な情報の拠点施設として、図書館資料の整備・充実や職員等の資質向上が不可欠です。

（３）保育園・幼稚園

保護者や地域のボランティアによる絵本の読み聞かせ等、絵本に親しめる様々な工夫が必要です。

（４）学校

学校図書館が、まだ十分に活用されていない学校があります。また、**調べ学習**※8等の授業の際に学校図書館を有効に活用するなど、学校図書館に学習情報センターとしての機能の充実が求められています。

※8　様々な資料から必要な資料を探し出すための技術やスキルを学ぶとともに、その情報の中から目的にあった情報を主体的に選び取り、それを分析・評価して情報を再構成、検証し発表していく学習活動。

（５）区民等との協働

区民等との協働を進める中で、より幅広く子どもの読書活動の意義を呼びかけ、さらに多くの区民の参画を促すことが必要です。

（６）施策の総括や評価

子ども読書活動の推進に向けた各主管課での取組は進んでいるものの、事業を推進するにあたり、その目的と意図を互いに共有し、評価する仕組みが確立されていません。定期的な評価を行い、新たな取組につなげる必要があります。

第２章　第２次計画策定

第１　計画の性格

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第９条第２項の規定による計画であり、本区における子どもの読書の推進に関する施策の方向性や取組を示し、子どもの読書活動を計画的に推進する際の基本とするものです。

第２　計画の目標

１　子どもの読書環境の充実

墨田区の子どもの読書活動を推進するため、家庭・地域・学校において、子どもが本に触れたり、読書に親しんだりする機会を積極的に提供し、子どもの読書環境を充実させます。また、読書環境の整備によって、子どもが自ら読書活動を行えるよう促すとともに、子どもの読書量や図書館利用率なども向上するように努めていきます。

２　地域社会における読書活動推進体制の充実

地域社会全体で子どもの読書活動を支えていくため、区立図書館を中心に関係機関がさらに連携・協力を強め、人的交流や事業の充実などを図っていきます。

また、地域のボランティアなどとの連携・協働の機会を広げます。

３　子どもの読書活動を推進するための人材育成と協治（ガバナンス）

従来の読書活動を充実させるとともに、読書活動の新たな試みを実現するため、子どもの読書活動にかかわる地域人材を育成し、地域における読書活動の担い手の充実に努めます。また、図書館サービスを区だけが担っていくのではなく、図書館にかかわる多くの人々が一緒に考え、それぞれの力を活かして解決にあたっていくことが求められています。区だけでは解決できない課題も、様々な立場の区民の知恵や力を集めることによって、解決することが求められています。

４　子どもの読書活動に関する理解の促進

子どもの読書活動の意義について、保護者等に対し積極的に啓発事業を行い、理解と関心を深めていきます。また、読書活動に関する情報提供や、子どもを支える保護者等への支援を通じ、子どもの読書活動を推進します。

第３　計画の期間

本計画の実施期間は、５年間（平成２２年度～２６年度）とします。

第４　到達すべき目標

本計画は、家庭・地域・学校等における子どもの読書活動のさらなる推進を図るものです。

子どもがいつでも、多くの本に親しむことができ、自然にそれぞれの段階に応じた読書活動を行える環境を整備していきます。

1　平成２０年度の時点で４７５，４９９冊であった区立図書館・コミュニティ会館図書室の児童書及び絵本の貸出数を、５年後（平成２６年度）までに１０％アップします。

2　本区の学校図書館連携システム導入校は、平成２１年度現在小中学校３８校（小学校：２６校、中学校：１２校）中、２１校（小学校：１２校、中学校：９校）になっています。この連携システムを平成２６年度までに全校に導入します。

3　学校図書館連携システムを活用し、平成２０年度の時点で１校あたり４，３２４冊であった学校図書館貸出数を小・中学校ともに平成２６年度までに２５％アップを目指します。

第５　計画の対象となる年齢

０歳から１８歳までを対象とします。

第６　計画の検証

毎年度、本計画の実施状況・成果について検証し、今後の子ども読書活動推進計画に反映させていきます。

第３章　子どもの読書活動のための方策

第１　家庭・地域等における子ども読書活動の推進

１ 家庭

（１）役割

子どもの読書習慣は、日常の生活を通して形成されるものであり、読書が生活の中で位置付けられ継続して行われるよう、保護者が配慮・率先して子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たしていくことが必要です。

このため、家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、区立図書館に出向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが重要です。

（２）取組

ア 家庭における理解の促進

子どもの読書活動を促すためには、最も身近な存在である保護者が、子どもと共に読書の楽しさを分かち合い、読書に親しむことが有効です。

このため、区立図書館における保護者を対象とした講座、読み聞かせ会など、親子が触れ合う機会の提供を通じて、読み聞かせの楽しさや読書の重要性についての理解の促進を図ります。

また、保育園、幼稚園、児童館、子育てひろば、両親大学、出産準備クラス等においても、読み聞かせや読書の大切さ、意義について保護者等に対し広く普及を図ります。

新規事業　その１　「家庭の１０分間読書」の推進

子どもがいる各家庭でのひととき、１０分間程度の時間を設け、家族が一緒に本を読んだり、読み聞かせをしたりする「家庭の１０分間読書運動」を推進します。

イ 家庭に向けた情報提供

ホームページなどにより保護者に対して家庭教育についての情報提供を行い、家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣付けることの重要性について、理解の促進を図ります。

２ 保育園・幼稚園

（１）役割

幼児期に読書の楽しさを味わわせるせるため、**保育所保育指針**※９及び**幼稚園教育要領**※１０に沿って、幼児が絵本や物語などに親しむ活動を積極的に行う必要があります。

※９　第３章　保育の内容　エ 言葉　（ア）ねらい　③日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、保育士等や友達と心を通わせる。
（イ）内容　⑪絵本や物語などに親しみ、興味を持って聞き、想像する楽しさを味わう。

※１０　第２章　ねらい及び内容　言葉　１ ねらい（３）日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、先生や友達と心を通わせる。
２ 内容（９）絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさを味わう。

（２）取組

保育園・幼稚園等においても、読み聞かせや図書の充実、図書館サービスの活用等を図ることで、就学前の子どもが本や物語等に親しむきっかけを作るとともに、保護者に対して読書活動の推進を働きかけるよう促していきます。

３ 児童館

（１）役割

児童館は、子どもに健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした施設です。児童館の図書室では、絵本等の児童図書を活用した様々な活動が行われています。中でも地域のボランティアによる読み聞かせやお話し会などの活動は、図書館における諸活動と同様、子どもが読書に親しむ契機となっていることから、これを継続できる環境の確保が必要です。

（２）取組

児童館においても、子どもが絵本等に親しむ機会を確保する観点から、楽しみながら図書に触れることができるようなスペースの確保に努めるとともに、保護者、ボランティア等と連携・協力するなどして、読書活動の推進を図るよう促していきます。

４ 図書館等

（１）役割

区立図書館では、子どもが自分の読みたい本を豊富な図書の中から自由に選択し、読書の楽しみを知ることができます。また、自ら必要な情報を収集し、それを基に意思決定・問題解決を図るなど、読解力や情報活用能力を身に付けることができます。他方、保護者も子どもに読ませたい本を選択したり、子どもの読書について区立図書館職員に相談することができます。

さらに、区立図書館では、自ら読み聞かせ会やお話し会、子どもに薦めたい図書の展示を行っています。併せて、子どもの読書活動を推進する団体・グループへの支援や、区立図書館の諸活動を支援するボランティアが必要とする知識・技術を習得するための学習の機会を提供しています。

このように、区立図書館は、地域における読書活動を推進する上で重要な役割を果たしています。

（２）取組

ア 読書活動に関する情報提供

地域における子どもの読書活動を推進していくため、児童生徒・青少年用図書の蔵書・貸出情報やお話し会の開催など、子どもの読書活動の機会に関する情報等を随時、地域住民に提供することが極めて重要です。

このため、区立図書館のホームページをさらに充実し、インターネットを活用

した情報発信の充実を進めます。

イ　図書館や関係機関等の間の連携・協力

子どもの読書環境を整備する上で、都道府県立図書館、市区町村立図書館、その他の関係機関との間のネットワークを構築し、図書の貸借をはじめとする連携・協力や情報交換などの取組を進めていきます。

ウ　学校図書館との連携・協力

区立図書館は、学校図書館と連携・協力することが極めて重要です。

このため、学校図書館への団体貸出しを促すとともに、図書館職員が学校を訪問して直接読み聞かせを行うなどの取組を進めていきます。

また、学校図書館連携システムの導入を早急に進め、導入校へのサポートを強化していきます。

エ　地域人材の育成

地域における読書活動の推進を図るため、読書に関する講演会や研修会等を実施し、図書館や読書に関する活動を担う人材を育成していきます。

オ　児童図書等の再利用の促進

区立図書館等で不用になった児童図書等を配布するリサイクルブック市を活用して、児童施設や子育て関連施設での再利用を進めていきます。

カ　統合新図書館の整備

新規事業　その２　　子ども図書館の整備

統合新図書館の建設に伴い、独立した広いスペースにお話の部屋、子ども用インターネット端末等の最新の設備を準備し、子育て世代のニーズ等に十分対応した子ども図書館を整備します。

キ　小・中学生の図書館利用の促進

小学校入学・卒業時に学校を通じ、図書館案内を配布するとともに、登録申請書を添付して登録・貸出の拡大を図ります。

第２　学校における子ども読書活動の推進

１　役割

学校では、従来から国語科などの各教科等における学習活動を通じて、読書活動が行われてきており、子どもの読書習慣を形成していく上で重要な役割を担っています。

子どもの読解力向上が課題とされる中、平成２０年度の学習指導要領の改訂では、各教科等における言語活動を充実し、引き続き学校図書館の活用を図るとともに、学校における言語環境を整えることが必要とされています。

これら新しい教育基本法、学校教育法、学習指導要領を踏まえ、小学校・中学校・高等学校等における子ども読書活動の推進を図ることが必要です。

２ 取組

（１）児童・生徒の読書習慣の確立、読書指導の充実

小学校・中学校・高等学校等の各学校段階において、児童生徒が読書に親しむ態度を育成し、読書習慣を身に付けさせることが大切です。その際、知的活動やコミュニケーションの基盤となる言語力の育成に資するような読書活動を推進することが求められます。

このため、国語科を中核としつつ、すべての教科を通じて様々な文章や資料を読んだり調べたりするなど多様な読書活動を推進します。

さらに、学校において推薦図書コーナーを設けたり、卒業までに一定量の読書を推奨するなどの目標を設定することにより、学校や家庭における読書習慣を確立するよう促していきます。

また、自ら必要な情報を収集し、それをもとに意思決定・問題解決を図るなど、読解力や情報活用能力を身に付ける取組を進めていきます。

新規事業　その３　「情報活用能力育成のための学年別指導基準表」の作成・活用

「情報活用能力育成のための学年別指導基準表」※１１を作成し、各学校が、それを参考に、児童・生徒の実態に応じた読書活動を工夫し、児童・生徒が効果的に読書力を身に付けることができるよう支援します。

※１１　「情報活用能力育成のための学年別指導基準表」とは、児童・生徒が発達の段階に応じて系統的にＩＣＴを活用し図書資料を検索・選択する力や情報を処理・発信する力、情報モラル等を身に付け、読解力や情報活用能力を育むため、支援の具体的な方法や到達目標等を学年別に設定したもの。

ＩＣＴとは、情報（information）や通信（communication）に関する技術の総称。日本では同様の言葉としてＩＴ（Information Technology：情報技術）が使われているが、国際的にはICTの方が普及している。総務省の「IT政策大綱」が２００４年から「ICT政策大綱」に名称を変更するなど、日本でも定着しつつある。

（２）障害のある子どもの読書活動の推進

障害のある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、**さわる絵本**※１２や布の絵本、録音図書、特に**デイジー図書**※１３や、手話、字幕入りの映像資料等を充実させるとともに、障害者への読書活動支援の推進を図ります。

※１２　目の不自由な子ども（人）が手で触れることで理解できるように工夫された絵本。

※１３　Digital Accessible Information Systemの頭文字、DAISYを採ったもので従来のカセットによる録音図書に代わるものとして、すでに点字図書館や民間ボランティア等で製作されている。
デイジーは１枚のCD－ROMに５３時間の録音が可能で、さらに読みたい章や節、ページに瞬時に飛ぶことや、本でいえばしおりに当たるブックマークを８ヵ所まで記憶させておくこともできる。

（３）家庭・地域との連携による読書活動の推進

子どもの読書活動を支援していく上で、学校が家庭・地域と連携して地域ぐるみで子どもの読書活動を推進することが重要です。

多様な経験を有する地域の人材の協力を得ることにより、児童生徒が読書に親しむ態度の育成や読書活動の推進に資する様々な活動に取り組むことが可能となります。このため、**「ブックトーク」**※１４活動や学校図書館に関する広報活動、図書

情報のデータベースの作成などの活動について、地域のボランティア等の力が十分に発揮できるよう支援していきます。

※１４　新しい分野への読書の動機付けとして対象の年齢などを考慮のうえ、一つのテーマのもとに様々なジャンルから何冊かの本を紹介すること。

（４）子どもの読書活動の推進のための学校図書館等の機能強化

学校図書館は、二つのセンター機能を有しています。一つは、児童生徒の想像力を培い、学習に対する興味・関心等を呼び起こし、豊かな心をはぐくむための自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能です。二点目は、児童生徒の自発的、主体的な学習活動を支援し、教育課程の展開に寄与する「学習情報センター」としての機能です。特に、学校教育においては、児童生徒が自ら考え、主体的に判断し、行動できる資質や能力などの「生きる力」をはぐくむことが求められ、学びの場であり、教師や児童生徒がコミュニケーションを図る場として、学校図書館は、様々な学習活動を支援する役割を担っていきます。

また、学校図書館連携システムの整備に伴うボランティア（区民）の協力により学校図書館が地域と児童生徒を繋ぐ場にしていきます。

（５）学校図書館の資料、施設・設備等の整備・充実

子どもの豊かな読書経験の機会を充実させていくためには、子どもの知的活動を増進し、様々な興味・関心に応え得る魅力的な学校図書館資料を整備・充実させていくことが必要です。

また、各教科、特別活動、総合的な学習の時間において多様な教育活動を展開していくためにも、学校図書館資料を充実させていくことが求められています。

さらに、施設・設備面でも学校図書館にコンピュータを整備し、学校図書館図書情報をデータベース化したり、他校の学校図書館や区立図書館等とオンライン化することにより、地域全体での図書の共同利用や各種資料の検索に活用してもらうなど、多様な興味・関心に応えていく必要があります。

今後計画的に、学校図書館連携システムの早期の全校導入を図っていきます。

（６）学校図書館の活用を推進していくための人的配置の推進

学校図書館の運営に当たっては、校長のリーダーシップの下、教員、事務職員やボランティアが連携・協力して運営し、それぞれの立場から、学校図書館の機能の充実を図っていくことが重要です。

区立図書館としても、学校図書館連携システム導入校への人的支援を引き続き進めていきます。

第３　施設・設備の充実による子ども読書活動の推進

１ 区立図書館の資料、施設・設備等の整備・充実

（１）区立図書館資料の整備

子どもの読書活動を推進していくために、区民や地域の要望を踏まえ、豊富で多様な図書館資料を整備していきます。

（２）児童室等の整備

可能な範囲で区立図書館に児童室や児童コーナーを設置するなど、読み聞かせや子どもが読書するために必要なスペースを確保します。

（３）障害のある子どものための諸条件の整備・充実

障害のある子どもが自主的に読書活動を行える環境を整備することは、極めて重要です。

このため、施設整備面での配慮や点字資料・録音資料・映像資料等の充実、貸出し及び閲覧業務の実施、図書館利用の際の介助、対面朗読、郵送や宅配による貸出し等のサービス提供に努めます。

また、点訳・朗読奉仕者の養成を行うなど、視覚に障害のある子どもの読書活動の推進のための条件整備や充実に努めます。

２ 情報ネットワークの充実

図書情報ネットワークを構築し、学校や児童館等と区立図書館のデータを共有化することで、インターネットによる図書検索、貸出、**レファレンス**※15 等が施設間で簡易に行えるシステムの充実に努めます。また、それらの施設間における図書配送システムの拡充を進めます。

※１５　図書館等の利用者が求める情報について、図書館職員が図書館等の資料とネットワークを活用して、資料を紹介したり、情報を提供するサービス。

３ 地域資料サービスの充実

区立図書館等の地域資料をデータベース化することで、インターネットにより子ども等が容易に閲覧でき、いつでもどこでも情報を得られるとともに、調べ学習等の際に学習がしやすいよう整備していきます。

第４　広報・啓発等による子ども読書活動の推進

「子ども読書の日」（４月２３日）は、「国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため」（子ども読書活動の推進に関する法律第１０条第１項）に設けられています。そこで、「子ども読書の日」や「文字・活字文化の日」（１０月２７日）などに、その趣旨にふさわしい行事を実施します。

また、区立図書館ホームページの充実や推薦図書情報の作成・配布、体験学習、家庭の日などを通じて、引き続き啓発・推進していくとともに、「家庭の１０分間読書」など、新しい試みを行っていきます。

墨田区子ども読書活動推進計画（第2次） 実施事業一覧表

計画				内容		1次番号	各課の具体的事業	主管課	協力課
家庭・地域等	家庭	1	家庭における読書活動の支援	絵本の紹介に加え、ブックスタート事業の充実等を通じて、子育てにおける絵本の読み聞かせの重要性を啓発していく。	継続	1-①	【図書館・コミュニティ会館】ブックスタート事業 【保健センター】ブックスタート事業の会場提供・協力	図書館	保健センター
		2	保護者への意識啓発	子どもの読書活動を広げるには、保護者自身が読書する習慣を身につけ、読書に興味を持ち、その大切さを認識を持つ必要がある。このため、図書館をはじめ両親大学、出産準備クラス等の事業の機会に、保護者等へ読書の推進と啓発を行い、かつ家庭における読書活動の大切さを伝える。また、読書活動に関する相談体制を充実させていく。	継続	2	【図書館・コミュニティ会館】冊子配布、講演会開催、施設訪問 【児童館】館のお知らせや声かけなどで絵本の紹介や読み聞かせの重要性を啓発 【保育園】日常の保育活動での保護者等への意識啓発 【子育てひろば】絵本の読み聞かせ等による保護者等への読書啓発 【保健センター】出産準備クラス等で、図書館の協力のもと推薦図書のリストを配布等して、保護者等へ読書の推進と啓発を実施 【生涯学習課】両親大学で、実施団体が「読み聞かせ」等の読書活動を行うよう推奨 【学校・幼稚園】読書活動にかかる研究発表会・講演会	図書館 ・コミュニティ会館 児童・保育課 子育て支援総合センター 保健センター 生涯学習課 指導室	
		3	読書のきっかけつくり事業の推進	本や物語などに親しみを持ってもらうためのきっかけづくりとして、図書館をはじめ保育園、幼稚園、児童館、子育てひろば等において、お話会、ブックトーク、人形劇、工作会等を積極的に行っていく。	継続	3	【図書館・コミュニティ会館】おはなし会、工作会、人形劇等 【児童館】職員によるおはなし会等 【保育園】日常の保育活動での読書のきっかけづくり 【子育てひろば】読み聞かせ、手遊び、パネルシアター等の読書のきっかけになる事業 【幼稚園】指導主事の幼稚園訪問時や教育課程説明会において、助言・指導	図書館 ・コミュニティ会館 児童・保育課 子育て支援総合センター 指導室	
		4	親子で来館しやすい図書館づくり	親子で楽しめる図書館サービスを充実させて本に親しんでもらうとともに、保護者や地域の方々等が気軽に参加できる読書推進事業の充実を図っていく。	継続	7-①	ブックスタート事業、おはなし会、工作会、人形劇等親子で参加しやすい事業	図書館 ・コミュニティ会館	
		5	「家庭の10分間読書」の推進	子どもがいる各家庭でのひととき、10分間程度の時間を設け、家族が一緒に本を読んだり、読み聞かせをしたりする「家庭の10分間読書運動」を推進する。	新規		「家庭の10分間読書運動」の冊子や夜に読むおすすめ本の案内等をホームページや図書館の展示等で紹介し、読書の大切さを啓発 また、「すみだやさしいまち宣言」推進事業とのタイアップにより「すみだ家庭の日」に読むおすすめの本などを図書館や「すみだやさしいまち宣言」イベント等で積極的に紹介	図書館 ・コミュニティ会館	区民活動推進課
	保育園・幼稚園	6	保育園・幼稚園等における読書活動の推進	読み聞かせや図書の充実、図書館サービスの利用等を図ることで、就学前の子どもが本や物語等に親しむきっかけをつくるとともに、その読書活動の推進を図る。	継続	14	【保育園】職員又はボランティアによる読み聞かせ 【図書館・コミュニティ会館】リサイクル図書の優先配布や事業案内の配布、団体貸出 【幼稚園】指導主事の幼稚園訪問時や教育課程説明会において、助言・指導	児童・保育課 指導室	図書館 ・コミュニティ会館
	児童館	7	児童館における読書活動の推進	子どもの情緒を豊かにするよう読書活動を推進するとともに、特に同施設における中・高校生の「居場所づくり」の環境整備の一環として、図書館等から適切な図書資料の提供を受けるとともに、読書活動を推進するよう努める。	継続	15	【児童館】館のお知らせや声かけなどで絵本の紹介や読み聞かせの重要性を啓発(2の再掲)、児童館図書室の図書を充実 【図書館・コミュニティ会館】リサイクル図書の優先配布や事業案内の配布、団体貸出	児童・保育課	図書館 ・コミュニティ会館
		8	中高校生のボランティア体験と育成	乳幼児・児童等への読み聞かせや人形劇等の読書推進事業等について、中・高校生世代のボランティア活動体験の受け入れの促進を図るとともに、その世代が読書活動の大切さを直に認識し、関心を高める場を作っていく。	継続	10	【児童館】中高校生にボランティアをつのり、小学生への読み聞かせ	児童・保育課	図書館

墨田区子ども読書活動推進計画（第2次） 実施事業一覧表

計画				内容		1次番号	各課の具体的事業	主管課	協力課
家庭・地域等	子育てひろば	9	子育てひろばにおける読書活動の推進	図書館サービス等の利用を促したり、保護者等への読書啓発等を行うことで、子育てにおける絵本の読み聞かせの重要性を啓発するとともに、子育てに関する図書資料を提供していく。	継続	16	【子育てひろば】読み聞かせ、手遊び、パネルシアター等の読書のきっかけになる事業（2、3の再掲） 【図書館・コミュニティ会館】リサイクル図書の優先配布や事業案内の配布、団体貸出	子育て支援総合センター	図書館 ・コミュニティ会館
	図書館等	10	図書館ホームページの充実	児童・青少年用図書の蔵書・貸出情報やお話し会の開催など、子どもの読書活動の機会に関する情報等を随時、地域区民に提供するため、区立図書館のホームページに掲載し、インターネットを活用した情報発信の充実を進める。 また、保護者に対して家庭教育についての情報提供を行い、家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣付けることの重要性について、理解の促進を図る。	拡充	9−① 32	図書館ホームページや子どものためのホームページに、児童・青少年用新着図書、おすすめ図書の情報や行事の情報を掲載 また、保護者に対して、家庭における読み聞かせや、読書の習慣づけの重要性について、ホームページ上で啓発	図書館	
		11	推薦図書情報の作成・配布	インターネットや情報紙等により、それぞれの子どもの年齢にあった推薦図書など的確な読書情報を提供していく。	継続	33	「図書館・図書室ニュース」や「本はともだち」等のそれぞれの年齢にあった読書情報冊子を作成し、インターネットによる配信や児童関係施設等に配布	図書館	
		12	児童図書等の再利用の推進	リサイクルブック市を活用して、児童施設や子育て関連施設に対し、図書館で不用となった児童図書等を配布し、再利用を促進する。	継続	4−①	年に1回、図書館で不用となった図書を児童関係施設等に優先配布	図書館 ・コミュニティ会館	
		13	地域人材の育成	地域における読書活動の推進のため、ボランティアの積極的な参加を促進することで、地域コミュニティにおける人的交流、高齢者等との世代間交流の場づくり、元気高齢者の読み聞かせ等の活動の支援等を進めていく。 また、読書に関する講演会や研修会を行い、ボランティア意識の醸成を図り、かつその活動の場を提供していく。	継続	5	【図書館】布の絵本製作ボランティア等の活動支援、学校図書館ボランティア、読み聞かせボランティア養成講座 【すみだ生涯学習センター】情報コーナーで「人材・指導者」、「団体・サークル」の登録を受け、区民の学習相談に活用し、生涯学習支援	図書館	生涯学習課
		14	本に接する機会の増進	図書館の団体貸出サービスを充実させ、乳幼児・児童施設、子ども読書活動を推進する団体・グループに積極的な貸出を実施する。	継続	6	乳幼児・児童施設、子ども読書活動を推進する団体・グループの求めに応じ、配達するなどして、積極的な団体貸出	図書館 ・コミュニティ会館	
		15	読書活動事業関係機関相互の連携強化	学校や乳幼児・児童関係施設、区立図書館、その他の関係機関が情報を交換したり交流しながら相互の連携を強化し、読書推進に関するサービスの向上に努める。 また、児童施設や子育て関連施設での読書活動の推進を図るため、読み聞かせの指導や読書情報の提供など、施設職員の活動の支援を行う。	拡充	29	「団体貸出」「リサイクルブック市」「本はともだち」等の読書情報冊子や利用案内の配布を通じ、各関係機関の読書活動推進をサポート また、各施設職員の資質向上のための、図書館職員やNPO法人等外部人材の協力による読み聞かせの助言・指導等	図書館	関係各課
		16	ボランティア、PTA等地域住民との協働による読書活動の推進	ボランティア、PTA等との協働による読み聞かせ、図書館運営への企画参加等の読書活動事業を進めることで、地域ぐるみの子ども読書活動を推進するよう努める。また、それらの団体等の読書推進活動を積極的に支援していく。	継続	8	【図書館・コミュニティ会館】ボランティアグループによる図書館等でのおはなし会の開催 学校図書館ボランティア、読み聞かせボランティア等の自主的活動の支援 【保育園】ボランティアによる読み聞かせ 【児童館】ボランティアによる読み聞かせ 【指導室】指導主事の学校訪問時や教育課程説明会において、助言・指導	図書館 ・コミュニティ会館 児童・保育課 指導室	生涯学習課
		17	図書館員・ボランティア等による学校・施設訪問の充実	学校や乳幼児・児童関係施設等で行われる読書の時間、ブックトーク、おはなし会等に図書館員やボランティアが連携・協力し、読書活動の充実を図る。	継続	31	図書館員による学校等への出張おはなし会等の実施 読み聞かせボランティア等の養成・支援	図書館	指導室
		18	学校図書館連携システムの導入・整備	学校図書館にコンピュータを整備し、学校図書館の図書情報をデータベース化したり、他校の学校図書館や図書館等とオンライン化することにより、自校の学校図書館のみならず、地域全体での図書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心にこたえる図書の整備等を可能とする。	拡充	20−① ②	各区立小・中学校に学校図書館連携システムを導入・整備し、その活用について、指導・助言を行い、システムの運用をサポート	図書館	指導室

墨田区子ども読書活動推進計画（第2次） 実施事業一覧表

計画				内容		1次番号	各課の具体的事業	主管課	協力課
家庭・地域等	図書館等	19	小中学生・高校生の職場体験学習の推進	小・中学生や高校生等の区立図書館等への職場・職業体験学習を推進し、読書活動の大切さを認識したり関心を高めるきっかけを作っていく。	継続	21	小学生の1日図書館員事業の実施、中学生職場体験学習・高校生インターンシップの受入れ	図書館 ・コミュニティ会館	指導室
		20	教員と子ども、図書館との相互協力と情報交換の推進	①子どもの読書活動等について、区小・中学校教育研究会をはじめとする教員と図書館員とが相互に交流し、情報を交換することで、子どもにとって最良の読書活動を推進するよう努める。	継続	24−①	区小・中学校教育研究会等に図書館員が出席しての、子ども読書活動推進についての情報交換	図書館	指導室
				②図書委員等の子どもが図書館員等との交流を行うことなどで、より多くの子どもが図書館や読書について考えを深められるよう支援していく。	継続	24−②	学校図書館連携システム導入校等で、図書館員が学校図書館利用教育等を行い、図書委員等の子どもと交流	図書館	指導室
		21	小・中学校教員向けの区立図書館利用案内「小・中学校の先生方へ」を配布	小・中学校教員に対し、区立図書館利用案内「小・中学校の先生方へ」を配布して、図書館の利用の理解を促進する。	継続	37	区立図書館利用案内「小・中学校の先生方へ」を各区立小・中学校に配布	図書館	
		22	統合新図書館の整備	狭あい化・老朽化したあずま図書館・寺島図書館を統合し、子育て世代のニーズ等に十分対応した統合新図書館を整備する。	新規		独立した広いスペースにお話に部屋、子ども用インターネット端末等の最新の設備を準備した子ども図書館を整備	図書館	
		23	小・中学生の図書館利用の促進	小学校入学時、卒業時に学校を通じ図書館案内を配布するとともに、登録申請書を添付して登録・貸出の拡大を図る。	拡充	29	区立小学校に入学した新1年生及び新中学生になる小学校卒業生の全員に図書館案内と利用登録申請書を配布	図書館	指導室
学校	24		各学校等による特色ある読書活動の推進	朝の読書活動、ブックトーク、読書月間等、各学校がそれぞれの状況に応じて特色ある読書活動を計画的に行い、その推進を図ることで、子どもが自ら読書に親しむ意欲や姿勢を養っていく。	継続	17	朝の読書活動、読み聞かせ・ブックトークの実施、「特色ある学校づくり推進校」事業の実施、教育課程説明会において、助言・指導	指導室	
	25		子どもの発達段階に応じた読書活動の推進	「情報活用能力育成のための学年別指導基準表」を作成・活用して、児童・生徒が発達の段階に応じて系統的に、ICTを活用し、図書資料を検索・選択する力や情報処理・発信する力、情報モラル等を身に付け、読解力や情報活用能力を育む。	新規		各学校が「情報活用能力育成のための学年別指導基準表」を参考に、児童生徒の実態に応じた読書活動を工夫する等、効果的に読書力を身に付けることができるように支援	指導室	
	26		特別支援学校・特別支援学級等における読書活動の推進	特別支援学校・特別支援学級において、図書館の団体貸出やおはなし会、ブックトーク、布の絵本の普及等を活用し、障害者への読書活動支援を推進する。	継続	22	団体貸出、出張おはなし会の実施、布の絵本作成ボランティアの支援	図書館 ・コミュニティ会館	指導室
	27		外部人材の活用とその支援	学校における読書活動の推進について、例えばNPO法人やボランティア等ノウハウと意欲を持った人材が活動できるようにしていく。また、多様な経験を有する地域の社会人やボランティアの方々の協力を得ていくよう努める。	継続	25	【図書館】布の絵本製作ボランティア等の活動支援、学校図書館ボランティア、読み聞かせボランティア養成講座の実施、自主的活動の支援（16の再掲） 【学校】各校での、学校図書館ボランティア、読み聞かせボランティアの受入れ、活動支援	図書館 指導室	
	28		学校図書館の充実	①学校図書館の図書資料を充実させ、児童生徒が多くの魅力ある図書と出会えるように努める。	継続	18−① 19−①	各校で図書資料を購入	学務課	
				②子どもの読書活動の支援に強い意欲を持ち図書館業務に対応できる人材を育成・活用して、学校活動における図書館利用の充実に努める。	継続	18−② 19−②	【図書館】布の絵本製作ボランティア等の活動支援、学校図書館ボランティア、読み聞かせボランティア養成講座の実施、自主的活動の支援（16の再掲） 【学校】各校で図書館ボランティア、読み聞かせボランティア等を募集し、教員と連携しながら、活動を推進	図書館 指導室	
				③学校図書館にコンピュータを整備し、学校図書館の図書情報をデータベース化したり、他校の学校図書館や図書館等とオンライン化することにより、自校の学校図書館のみならず、地域全体での図書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心にこたえる図書の整備等を可能とする。（18の再掲）	拡充	20−① ②	【図書館】各区立小・中学校に学校図書館連携システムを導入・整備し、その活用について、指導・助言を行い、システムの運用をサポート	図書館	指導室

墨田区子ども読書活動推進計画（第2次） 実施事業一覧表

計画			内容		1次番号	各課の具体的事業	主管課	協力課
施設・設備の充実	29	図書館資料の整備と職員の能力向上	住民や地域の要望を踏まえ、区立図書館に豊富で多様な図書館資料を整備する。 また、図書館の資料を十分活用してもらうため、その手助けをする職員の能力向上を図る。	拡充	26	乳幼児・児童対象、調べ学習、ヤングアダルト、子育て等の図書の選定に留意して、図書を購入 職場内研修を定期的に実施 また、外部研修への積極的な参加を推奨して、職員が学びやすい環境を整備	図書館 ・コミュニティ会館	
	30	中・高校生向け図書の充実	中・高校生のために、古今東西の文学の名作をはじめ、青少年の生活全般、心の問題、進学、就職等、中高校生の実情やニーズに合わせた図書の整備・充実を図っていく。	継続	11	中・高校生向け図書のコーナーを作り、特集を組むほか、推薦図書にコメントを付けて、表示する等を実施	図書館 ・コミュニティ会館	
	31	障害等のある子どものための環境の整備・充実	障害のある子どものために、施設整備面での配慮、点字資料、録音資料、特にデイジー図書や、手話や字幕入りの映像資料等の充実、貸出し及び閲覧業務の実施、図書館利用の際の介助、対面朗読、郵送や宅配による貸出し等の推進に努める。 また、点訳・朗読奉仕者の養成を行うことを通じて、視覚に障害のある子どもの読書活動の推進のための環境の整備・充実に努める。	拡充	13	施設整備面での配慮、点字資料、録音資料、特にデイジー図書や、手話や字幕入りの映像資料等の充実、貸出し及び閲覧業務の実施、図書館利用の際の介助、対面朗読、郵送や宅配による貸出し等を実施、点訳・朗読奉仕者の養成講習を実施	図書館 ・コミュニティ会館	
	32	情報ネットワークの充実 （18の再掲）	学校図書館にコンピュータを整備し、学校図書館の図書情報をデータベース化したり、他校の学校図書館や図書館等とオンライン化することにより、自校の学校図書館のみならず、地域全体での図書の共同利用や各種資料の検索、多様な興味・関心にこたえる図書の整備等を可能とする。	拡充	20−① ②	【図書館】各区立小・中学校に学校図書館連携システムを導入・整備し、その活用について、指導・助言を行い、システムの運用をサポート	図書館	指導室
	33	地域資料サービスの充実	図書館等の地域資料を整備し、デジタルデータベース化することで、インターネットにより子ども等が容易に閲覧でき、いつでもどこでも情報を得られるようにし、地域や資料についての興味を育て、調べ学習等の際に学習がしやすいようにしていく。	継続	28	【図書館】図書館所蔵の写真をデジタル化し、ホームページ上で公開 【すみだ郷土文化資料館】すみだ郷土文化資料館で収集した資料を整備して、デジタルデータとして保存し、将来子どもがパソコンで検索できるようにする	図書館 生涯学習課	
広報・啓発等	34	図書館ホームページの充実 （10の再掲）	児童・青少年用図書の蔵書・貸出情報やお話し会の開催など、子どもの読書活動の機会に関する情報等を随時、地域区民に提供するため、区立図書館のホームページに掲載し、インターネットを活用した情報発信の充実を進める。 また、保護者に対して家庭教育についての情報提供を行い、家庭における読み聞かせや、子どもが読書の時間を持つよう家庭で習慣付けることの重要性について、理解の促進を図る。	継続	9−① 32	図書館ホームページや子どものためのホームページに、児童・青少年用新着図書、おすすめ図書の情報や行事の情報を掲載 また、保護者に対して、家庭における読み聞かせや、読書の習慣づけの重要性について、ホームページ上で啓発	図書館 ・コミュニティ会館	
	35	推薦図書情報の作成・配布 （11の再掲）	インターネットや情報紙等により、それぞれの子どもの年齢にあった推薦図書など的確な読書情報を提供していく。	継続	33	「図書館・図書室ニュース」や「本はともだち」等のそれぞれの年齢にあった読書情報冊子を作成し、インターネットによる配信や児童関係施設等に配布	図書館	
	36	１日図書館員等体験事業の推進	小学生の１日図書館員等の体験事業により、読書推進事業へのボランティア意識をはじめ、読書活動に対する理解を醸成し、PRしていく。	継続	34	各図書館・コミュニティ会館で小学生の１日図書館員を募集し、貸出・返却業務や図書の装備等を体験させる	図書館 ・コミュニティ会館	
	37	「子ども読書の日」等の啓発	「子ども読書の日」(４月２３日)や「文字・活字文化の日」(１０月２７日)において、その趣旨にふさわしい行事を実施し、読書活動についての関心と理解を深め、意欲の向上を図る。	継続	35	「子ども読書の日」に合わせたおはなし会を、「文字・活字文化の日」に合わせ、講演会等を実施	図書館 ・コミュニティ会館	

墨田区子ども読書活動推進計画（第2次） 実施事業一覧表

計画			内容		1次番号	各課の具体的事業	主管課	協力課
広報・啓発等	38	「すみだ 家庭の日」における読書活動推進	「すみだ 家庭の日」(毎月25日)に合わせ、家庭における読書の大切さを啓発する事業を推進する。	継続	36	【区民活動推進課】「すみだ家庭の日」運動に基づき、補助金等の活用などにより、家族や地域の人々とふれあえるきっかけとなる読書活動等を支援 また、イベントでの展示等により「布の絵本」の取組を紹介し、読書活動を啓発 【図書館】イベントに参加し、「布の絵本」を展示 また、図書館の印刷物に「家庭の日」の表示をして、家庭における読書を啓発	区民活動推進課	図書館
	39	「家庭の10分間読書」の推進 (5の再掲)	子どもがいる各家庭でのひととき、10分間程度の時間を設け、家族が一緒に本を読んだり、読み聞かせをしたりする「家庭の10分間読書運動」を推進する。	新規		「家庭の10分間読書運動」の冊子や夜に読むおすすめ本の案内等をホームページや図書館の展示等で紹介し、読書の大切さを啓発 また、「すみだやさしいまち宣言」推進事業とのタイアップにより「すみだ家庭の日」に読むおすすめの本などを図書館や「すみだやさしいまち宣言」イベント等で積極的に紹介	図書館 ・コミュニティ会館	区民活動推進課
	40	小・中学生の図書館利用の促進 （23の再掲）	小学校入学時に学校を通じ図書館案内を配布するとともに、登録申請書を添付して登録・貸出の拡大を図る。	拡充	29	区立小学校に入学した新1年生及び新中学生になる小学校卒業生の全員に図書館案内と利用登録申請書を配布	図書館	指導室
	41	小・中学校教員向けの区立図書館利用案内「小・中学校の先生方へ」を配布 （21の再掲）	小・中学校教員に対し、区立図書館利用案内「小・中学校の先生方へ」を配布して、図書館の利用の理解を促進し、また図書館員との情報交換の場を設け、読書活動の質の向上を目指す。	継続	37	区立図書館利用案内「小・中学校の先生方へ」を各区立小・中学校に配布	図書館	
検証	計画の検証		本計画の実施状況・成果について、年度毎に検証し、今後の計画実施に反映させていく。			計画実施状況の調査及び検証会議の開催	図書館	関係各課

【資料編】

1　読書数について

（「第49～55回学校読書調査」 全国学校図書館協議会・毎日新聞社　より）

図表1　平均読書冊数

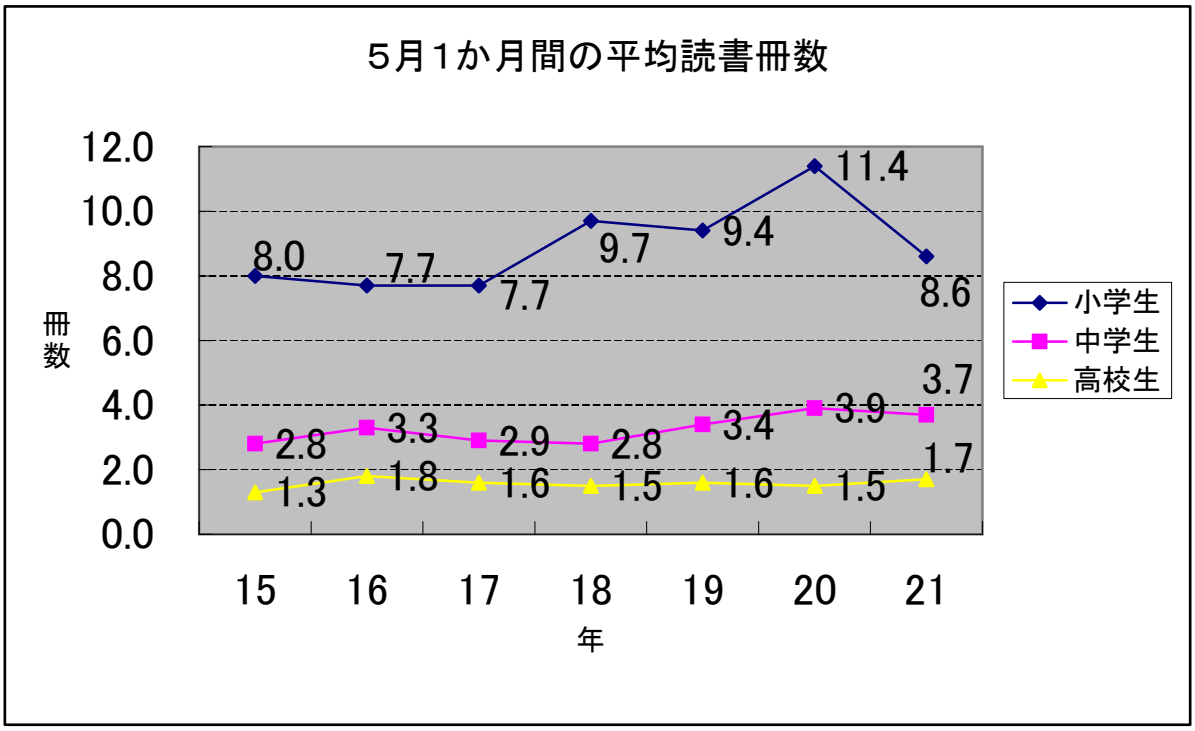

図表2　不読者率（1か月に一冊も本を読まなかった人の割合）

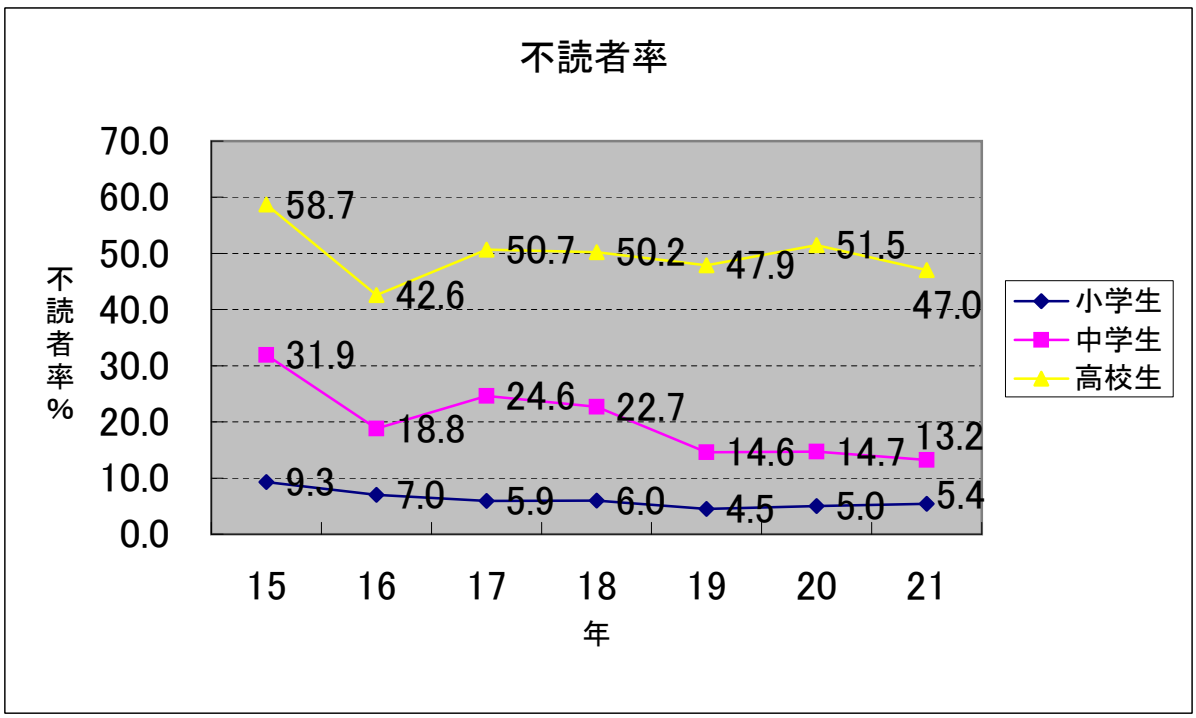

図表3　墨田区内における児童書及び絵本の貸出冊数

（平成21年4月　墨田区立図書館調べ）

図書館(室)名	区分	貸出冊数(外国語図書を除く)			
		18年度	19年度	20年度	18/20年度比
あずま	絵本	40,480	43,292	40,155	0.99
	児童書全体	92,756	99,485	96,993	1.05
立花	絵本	7,293	7,439	9,553	1.31
	児童書全体	21,374	20,921	26,396	1.23
八広	絵本	24,383	28,492	29,973	1.23
	児童書全体	54,314	60,007	63,255	1.16
寺島	絵本	25,105	25,235	26,969	1.07
	児童書全体	56,671	60,167	63,292	1.12
緑	絵本	34,985	36,819	44,285	1.27
	児童書全体	86,171	90,298	101,588	1.18
東駒形	絵本	16,548	15,384	17,029	1.03
	児童書全体	41,970	40,893	42,856	1.02
梅若橋	絵本	12,367	12,684	13,907	1.12
	児童書全体	31,386	30,131	32,268	1.03
横川	絵本	21,390	25,147	20,333	0.95
	児童書全体	54,718	56,369	48,851	0.89
合計	絵本	182,551	194,492	202,204	1.11
	児童書全体	439,360	458,271	475,499	1.08
(参考)	全資料	1,686,196	1,738,863	1,823,424	1.08

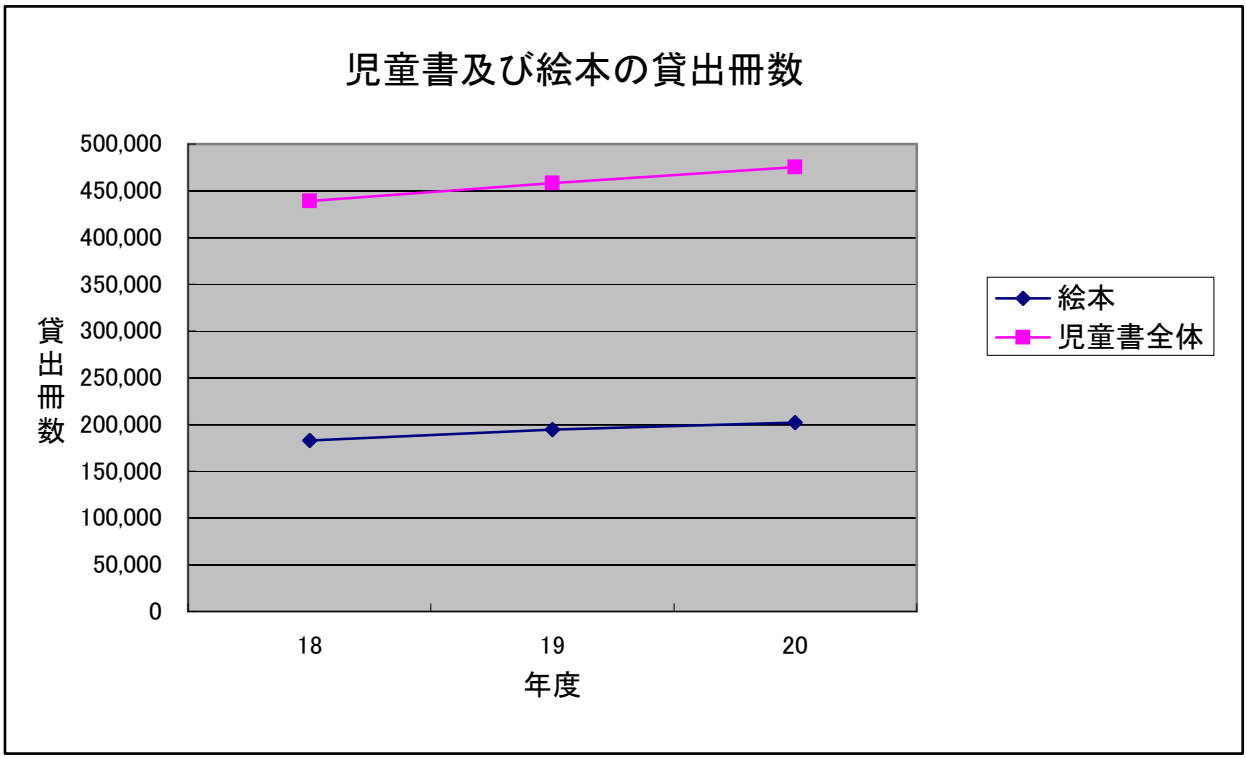

2　墨田区内の教育施設・児童施設等における読書活動

（平成21年9月　墨田区立図書館調べ）

図表4　読書活動状況一覧表

	教育施設							児童厚生施設等			合計
（ ）内数字は学校・施設数	区立小学校（26）	区立中学校（12）	公立高等学校（5）	私立中高等学校（3）	区立幼稚園（7）	私立幼稚園（8）	その他学校（2）	区立保育園（27）	私立保育園（13）	区内児童館等（14）	
回答数	26	12	4	2	7	6	2	27	13	14	113
学校図書館の利用形態											
校外・施設外に貸出し	14	7	3	2	6	3	1	12	6	13	67
校内・施設内閲覧のみ	10	5	1		1	2	1	10	4	1	35
前回調査 校外・施設外に貸出し	20	10	未調査	1	5	4	未調査	7	7	12	66
〃　校内・施設内閲覧のみ	8	2	未調査	1	2	1	未調査	16	4	0	34
蔵書数											
総数	205,948	86,946	107,394	90,000	9,400	2,300	955	5,015	5,670	74,491	588,119
1施設あたりの蔵書数（総数/施設数）	7,921	7,246	26,849	45,000	1,343	383	478	186	436	5,321	5,205
前回調査1施設あたりの蔵書数	7,814	6,820	未調査	41,800	2,390	241	未調査	250	630	4,593	4,335
読書推進等事業の有無											
実施している	26	12	4	2	7	4	2	18	9	14	98
実施していない						2		9	4		15
事業の内容(複数回答)											
読み聞かせ・おはなし会（学校・施設）	5	2			4	4		10	4	13	42
読み聞かせ・おはなし会（保護者）	6				4	2	1	1			14
読み聞かせ・おはなし会（ボランティア等）	22				2			5	1	7	37
読み聞かせ・おはなし会（図書館員）	7										7
読み聞かせ・おはなし会（その他）	4										4
ブックトーク（学校・施設）	2	2						1	1	5	11
ブックトーク（保護者）	1										1
ブックトーク（ボランティア）	5										5
ブックトーク（図書館員）	14									1	15
朝読書	19	11		2			1				33
読書の時間	16	2		1		1				1	21
読書週間・月間	10	1	1	1				1	1	1	16
読書案内	3	5	4	1			1	4	1	4	23
図書委員活動（本紹介等）	20	9	4	2			1	2	1		39
読書集会	9										9
学校図書館開放（休業中等）	5	3		1	1						10
読書感想文コンクール出品	21	10		1							32
図書館授業		1	4	1							6
図書館事業参加						1			1		2
事業実施率（%）（事業実施施設数/回答施設数）	100	100	100	100	100	67	100	67	69	100	87
前回調査事業実施率（%）（事業実施施設数/回答施設数）	86	83	未調査	50	100	67	未調査	52	67	100	75

※児童館等には社会福祉会館、さくら橋コミュニティセンター、子育てひろばを含む
※その他学校は、墨田特別支援学校、東京朝鮮第五初中級学校
※前回調査実施　平成16年7月

図表5　閲覧方法（全体）

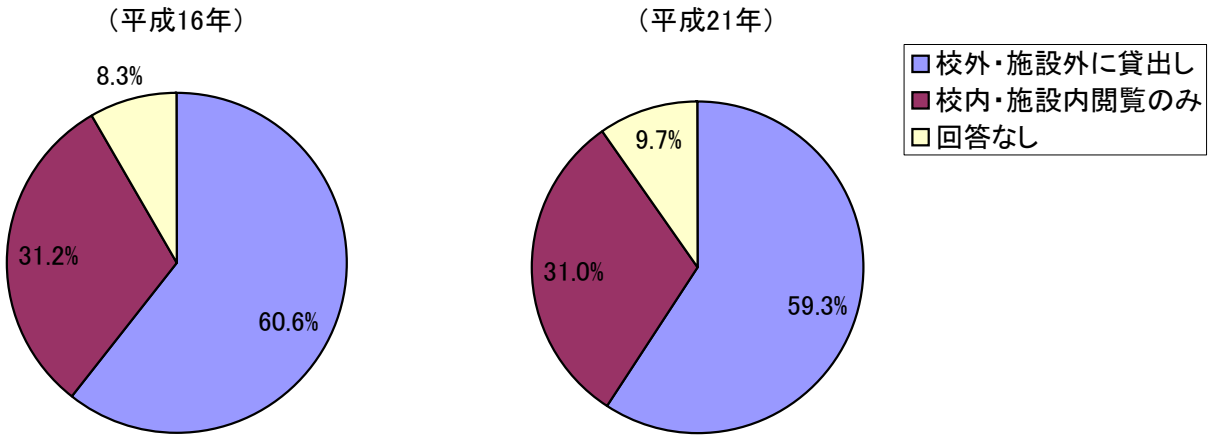

図表6　施設別蔵書数割合

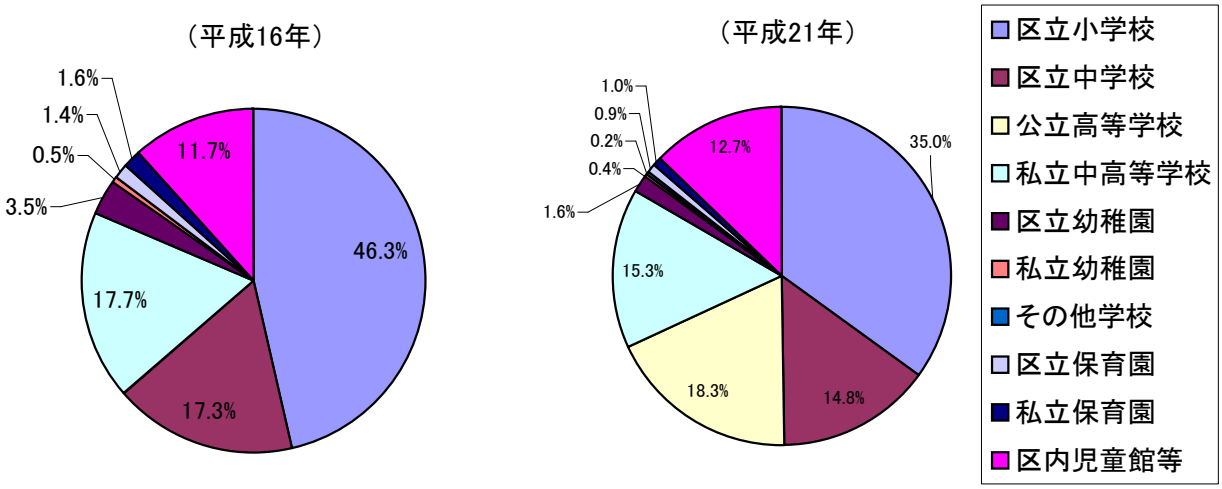

図表7　読書推進活動実施の有無（全体）

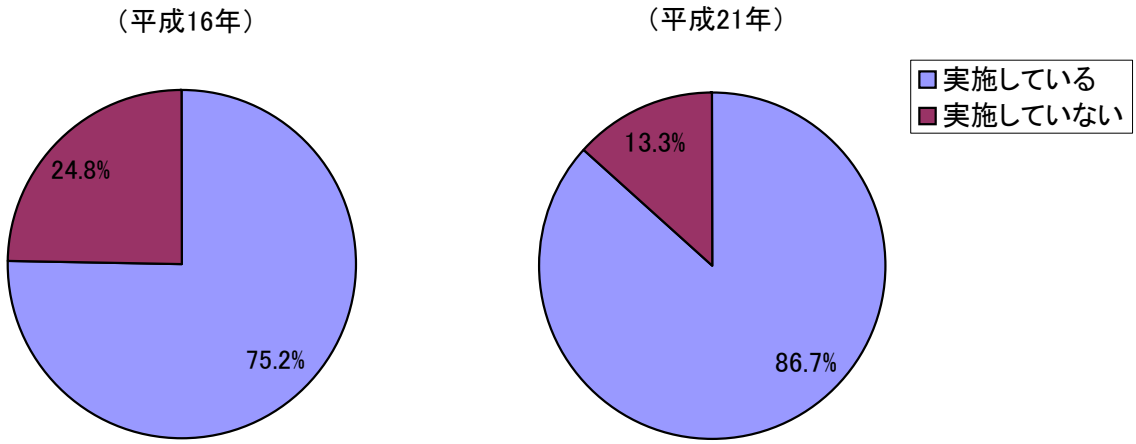

図表8　事業内容件数（全体）

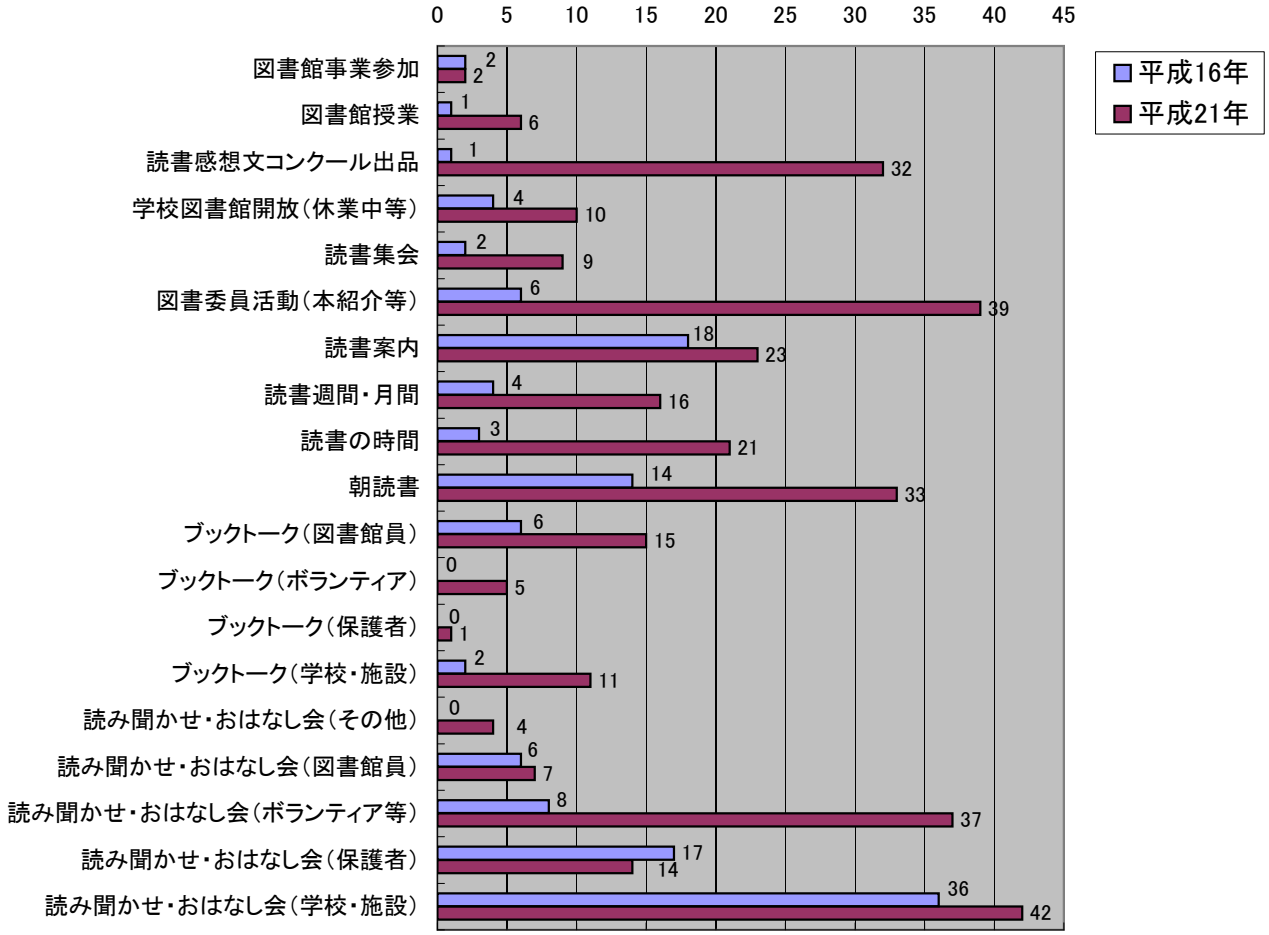

図表9　施設別1校（施設）あたりの蔵書数（冊数）

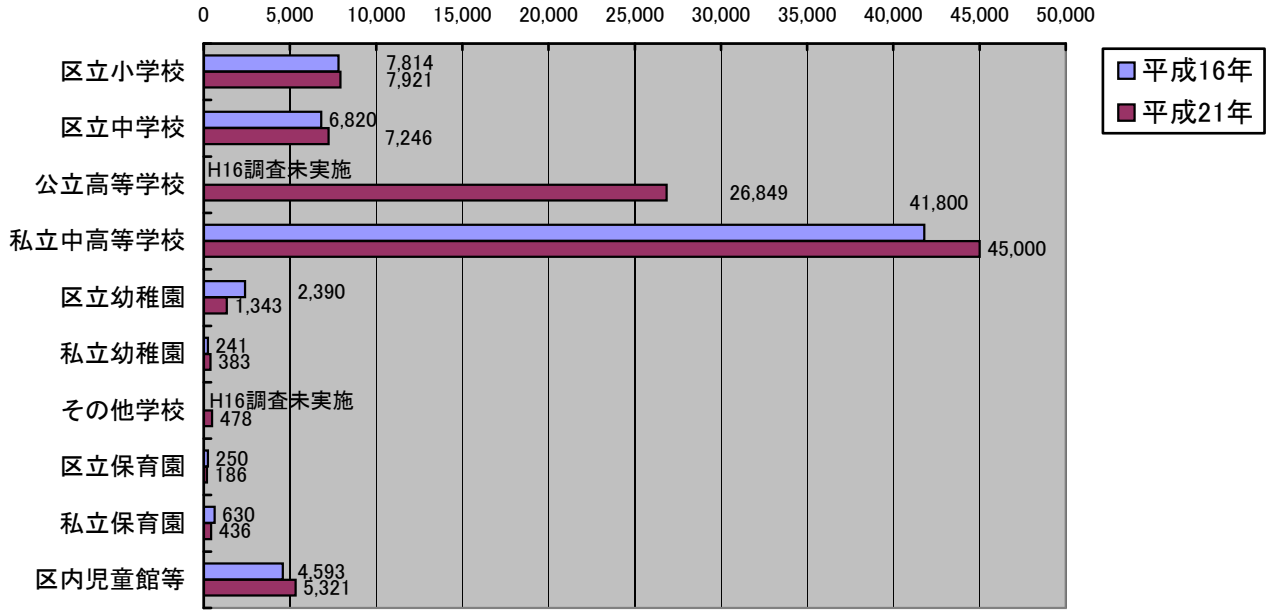

3　学校図書館連携システムの利用状況

図表10　貸出冊数

小学校名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	中学校名	平成18年度	平成19年度	平成20年度
緑	303	5,747	7,595	墨田			30
中和		143	1,176	本所		231	1,086
言問		4,365	11,102	錦糸		915	1,545
柳島		2,311	5,833	吾嬬第一			47
業平		7,357	17,950	吾嬬第二	74	207	380
菊川		3,562	5,444	向島		144	150
第三吾嬬	5	2,438	8,094	文花		174	368
第四吾嬬			4,364				
中川		1,689	4,023	中学校計	74	1,671	3,606
小学校計	308	27,612	65,581	合計	382	29,283	69,187

※貸出冊数は、児童・生徒への個人貸出のみを対象とし、教職員、ボランティア、クラス貸出冊数は含まない。

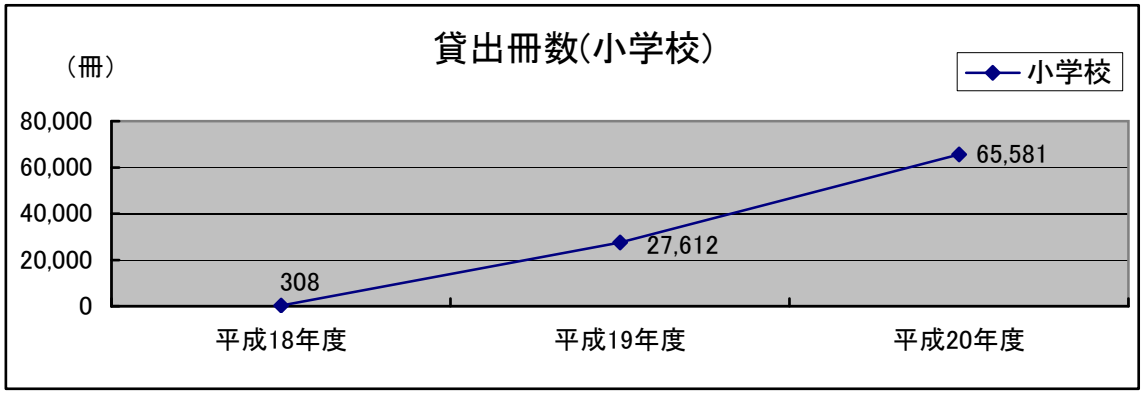

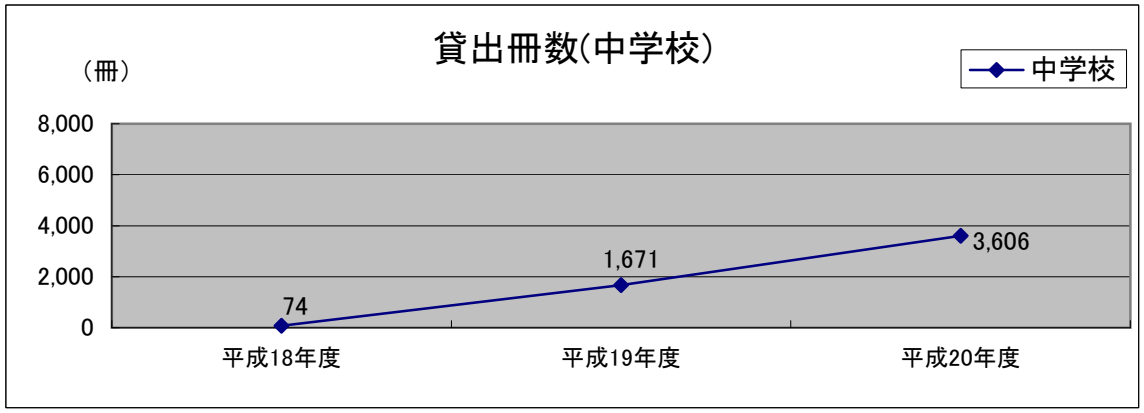

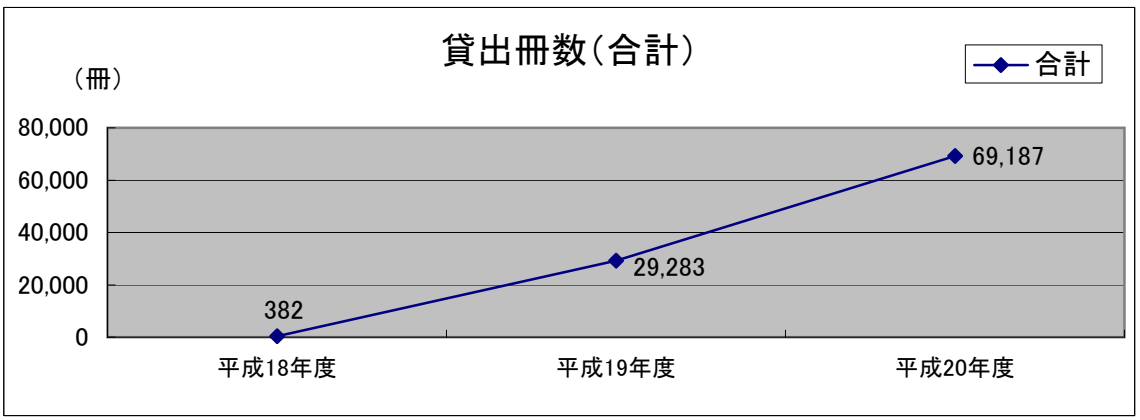

図表11　1校あたりの貸出冊数

		平成18年度	平成19年度	平成20年度
小学校	学校数	2	8	9
	1校あたりの貸出冊数	154	3,452	7,287
中学校	学校数	1	5	7
	1校あたりの貸出冊数	74	334	515
合計	学校数	3	13	16
	1校あたりの貸出冊数	127	2,253	4,324

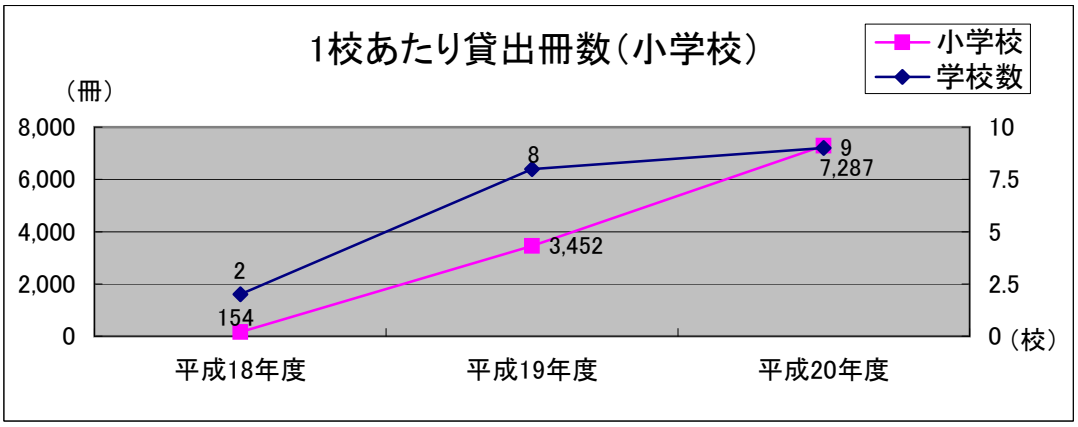

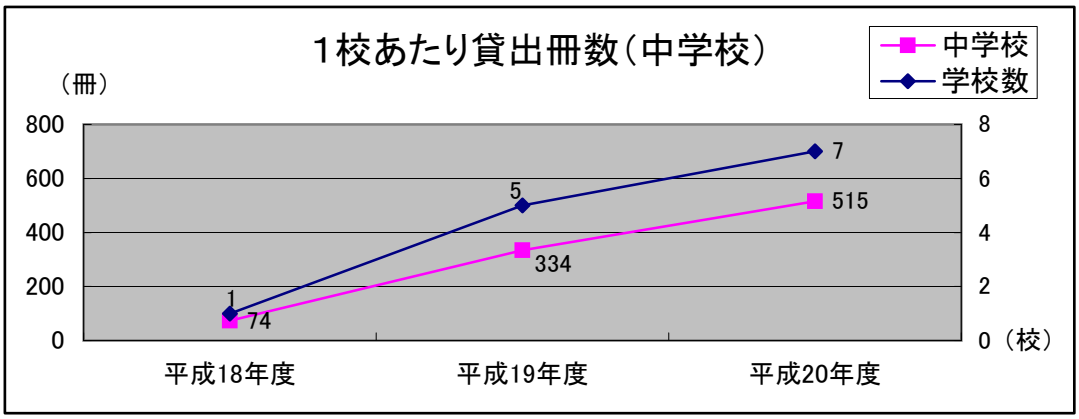

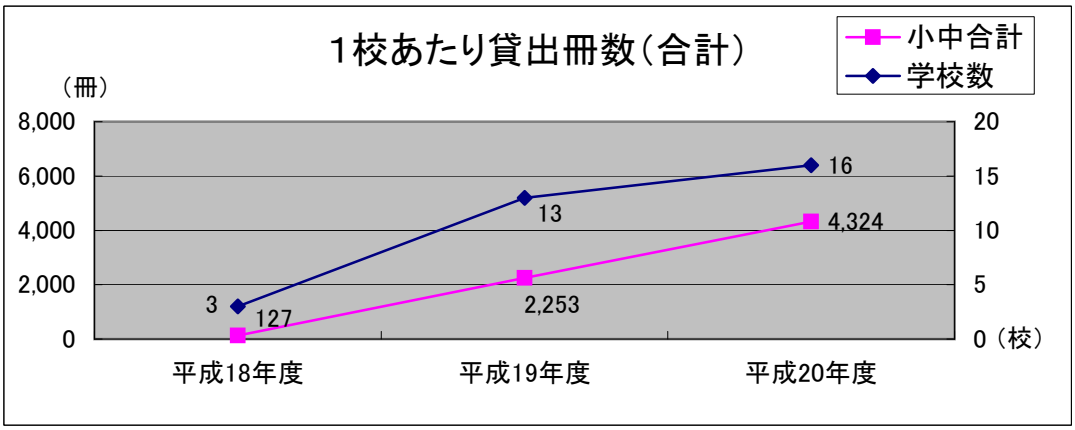

「墨田区子ども読書活動推進計画（第２次)」策定委員会設置要綱

（設置）

第１条　子どもの読書活動の推進に関する法律第９条の規定に基づき、国の「子ども読書活動推進基本計画」（第二次）及び都の「第二次東京都子供読書活動推進計画」を基本として、墨田区における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「墨田区子ども読書活動推進計画（第２次)」という。）を策定する上で必要な事項を検討するため、「墨田区子ども読書活動推進計画（第２次）策定委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　委員会は、「墨田区子ども読書活動推進計画（第２次)」の策定にあたり必要な事項の協議及び検討を行う。

（構成）

第３条　委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

(1) 教育委員会事務局次長
(2) 企画・行政改革担当課長
(3) 区民活動推進課長
(4) 児童・保育課長
(5) 子育て支援センター所長
(6) 本所保健センター所長
(7) 学務課長
(8) 指導室長
(9) 生涯学習課長
(10) あずま図書館長
(11) アドバイザー

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長を置き、委員長は、教育委員会事務局次長とする。

２　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

３　委員会には副委員長を置き、副委員長は、あずま図書館長とする。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員長は、会議に際し必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

（検討会の設置）

第６条　委員会に、計画案文の作成・内容検討などの作業を行う検討会を置く。

２　検討会は、次の者で構成する。

(1)　あずま図書館館長
(2)　企画・行政改革担当主査
(3)　区民活動推進課コミュニティ会館長
(4)　児童・保育課児童担当主査
(5)　児童・保育課保育担当主査
(6)　子育て支援センター主査
(7)　向島保健センター保健指導担当主査
(8)　学務課事務担当主査
(9)　指導室指導主事
(10)　生涯学習課生涯学習担当主査
(11)　あずま図書館次長
(12)　アドバイザー

３　検討会に会長を置き、会長は、あずま図書館館長とする。

４　会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

５　会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する会員が、その職務を代理する。

（検討会）

第７条　検討会は、会長が招集する。

２　会長は、必要に応じて関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第８条　委員会及び検討会の庶務は、あずま図書館が担当する。

附　則　この要綱は、平成 21 年 8 月 12 日から施行する。

「墨田区子ども読書活動推進計画（第２次)」策定委員会名簿

１ 策定委員会

職　　務　　名	氏　　名	備　　考
教育委員会事務局次長	坂本　康治	委員長
企画・行政改革担当課長	中山　　誠	
区民活動推進課長	岩瀬　　均	
児童・保育課長	関口　芳正	
子育て支援総合センター所長	今泉　峰子	
本所保健センター所長	平野　宏和	
学務課長	石井　秀和	
指導室長	仁王　紀夫	
生涯学習課長	福山　　弘	
あずま図書館長	渡邊　久尚	副委員長
アドバイザー	児玉ひろ美	JPIC 読書 アドバイザー

２ 検討会

所　属　及び　職　名	氏　　名	備　　考
あずま図書館長	渡邊　久尚	検討会長
企画経営室企画・行政改革担当主査	植村　　聡	
区民活動推進課横川コミュニティ会館長	西村　輝美	
児童・保育課児童担当主査	榊原　澄子	
児童・保育課保育担当主査	浅野　俊一	
子育て支援総合センター主査	相京喜代子	
向島保健センター保健指導担当主査	久我　一代	
学務課事務担当主査	鈴木　光子	
指導室指導主事	吉田　初生	
生涯学習課生涯学習担当主査	阿部　博章	
あずま図書館次長	染谷　　貢	
アドバイザー	児玉ひろ美	JPIC 読書 アドバイザー

３ 事務局

所　属　及び　職　名	氏　　名	備　　考
あずま図書館次長	染谷　　貢	
あずま図書館企画調整担当主事	石井久仁啓	

「墨田区子ども読書活動推進計画（第２次)」策定の過程と検討経過

１　計画策定過程

（１）平成２１年　６月　　他の自治体の策定状況等調査実施

（２）　　７月　　各課へ提案等依頼

（３）　　８月　　各課からの提案回収、取りまとめ
墨田区子ども読書活動推進計画(第２次)素案作成

（４）　　９月　　第一回委員会及び検討会開催
策定委員会・検討会の役割、スケジュール
計画策定の背景及び基本的な考え方
区内の学校・子ども関係施設等の現況調査実施

（５）　　１０月　　第二回検討会開催
墨田区子ども読書活動推進計画(第２次)素案を検討
検討結果に基づく素案の修正

（６）　　１１月　　第二回委員会及び第三回検討会開催
墨田区子ども読書活動推進計画(第２次)素案修正版を検討

（７）　　１２月　　計画のまとめ

（８）平成２２年　３月　　計画策定

２　策定委員会及び検討会の経過

（１）第一回策定委員会及び検討会
平成２１年　９月　３日（木）　防災センター

（２）第二回検討会
平成２１年１０月１６日（金）　防災センター

（３）第二回策定委員会及び第三回検討会
平成２１年１１月２０日（金）　防災センター

墨田区子ども読書活動推進計画（第２次）

平成２２年３月発行

編集・発行　墨田区教育委員会事務局
あずま図書館
〒１３１－００４４
東京都墨田区文花一丁目１９番１号
電話　０３－３６１２－６０４８

すみだ やさしいまち宣言・人と地域と環境のために
毎月25日は
すみだ家庭の日